

社会福祉法人小金原福祉会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1号 この規程は、社会福祉法人小金原福祉会の役員及び評議員の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事・監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払う。なお、同日に合わせて法人業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

用 務	単 位	報 酬	支払方法
理事会出席報酬等	日額	5,000円	現金支給

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払う。

用 務	単 位	報 酬	支払方法
評議員会出席報酬等	日額	5,000円	現金支給

(役員及び評議員の職務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設運営のための業務にあった場合は、次により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において理事長の命を受けて法人 および施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人 および施設の運営のための業務にあたった場合は、次により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会および評議員会以外の日において、法人および施設の運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、次により報酬を支払うことができる。

4 内部経理監査担当者が内部経理監査を行った場合は、次により、報酬を支払うことができる。

用 務	単 位	報 酬	支払方法
理事長業務報酬等	月額	40,000円	銀行振込
理事及び評議員業務報酬等	日額	5,000円	現金支給
監事監査指導報酬等	日額	10,000円	現金支給
内部経理監査指導報酬	日額	5,000円	現金支給

(出張旅費)

第5条 役員および評議員が法人業務のために出張する場合は、次により報酬および旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	10,000円	5,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

但し、公共機関による実費負担とする。市内の場合は支給しない。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職員に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、2015年8月1日より施行する。

2018年7月1日 一部改定